

# 令和8年度水質検査計画

東成瀬村簡易水道

# 目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質
4. 採水場所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性
10. 関係者との連携
11. 水質検査実施計画表
12. 水質検査結果（過去3年間）

## 1. 基本方針

東成瀬村は、供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質を検査します。

また、臨時に行う水質検査についても、実施要件・検査項目・実施方法の原則について明らかにします。

なお、水質管理目標設定項目についても、必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第15条第7項に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項・当該項目・採水場所・検査回数及びその理由を記載します。

水道法20条第3項の規定により、水質検査を委託する場合における当該委託内容については、委託する検査機関・当該項目・検査方法・精度管理方法及び委託理由等について記載します。

水質検査計画による測定結果については、評価のうえ公表します。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 東成瀬村簡易水道（北部地区水道施設）

イ 給 水 区 域 : 滝ノ沢地区、下田地区、田子内地区、  
平良地区、蛭川地区、肴沢地区

ロ 給 水 人 口 ( R7 年 度 ) : 1089人

ハ 1 日 平 均 給 水 量 ( R7 実 績 ) : 316.18m<sup>3</sup>

ニ 水 源 の 名 称 : 田子内・滝ノ沢水源

ホ 水 源 種 別 : 湧水

ヘ 浄 水 場 ( 所 ) の 名 称 : 北部地区浄水場

ト 浄 水 処 理 方 法 : 膜処理

### (2) 東成瀬村簡易水道（中部地区水道施設）

イ 給 水 区 域 : 岩井川地区、入道地区

ロ 給 水 人 口 ( R7 年 度 ) : 557人

ハ 1 日 平 均 給 水 量 ( R7 実 績 ) : 136.45m<sup>3</sup>

ニ 水 源 の 名 称 : 沼又水源

ホ 水 源 種 別 : 湧水

ヘ 浄 水 場 ( 所 ) の 名 称 : 中部地区浄水場

ト 浄 水 処 理 方 法 : 膜処理

### (3) 東成瀬村簡易水道（南部地区水道施設）

イ 給 水 区 域 : 手倉地区、椿台地区、小五里台地区、  
重里台地区、間木地区、五里台地区、  
谷地地区、天江地区、大柳地区、草ノ台地区、  
菅ノ台地区、中森地区

ロ 給 水 人 口 （ R7 年 度 ） : 523人

ハ 1 日 平 均 給 水 量 （ R7 実 績 ） : 150.05m<sup>3</sup>

ニ 水 源 の 名 称 : 白滝水源

ホ 水 源 種 別 : 湧水

ヘ 浄 水 場 （ 所 ） の 名 称 : 南部地区浄水場

ト 浄 水 処 理 方 法 : 膜処理

## 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質

水源は、湧水が4ヶ所で水質はおおむね良好な状態であり、浄水についても水質基準を大幅に下回っているため、安全で良質な水であると言えます。

なお、過去に原水より指標菌が検出された水源数カ所については、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、監視体制を強化していきます。

## 4. 採水場所

採水は原則として給水栓で行います。

浄水場の水源系統ごとに、村内全域で3ヶ所の採水場所を設けました。

- (1) 北 部地区 滝ノ沢研修センター
- (2) 中 部地区 地域交流センター「ゆるるん」
- (3) 南 部地区 手倉交流センター

## 5. 水質検査項目及び調査頻度

### (1) 水道法に基づく検査項目

#### イ. 毎日検査

給水栓における毎日検査として、3項目（色・濁り・消毒の残留効果）を確認します。

#### ロ. 毎月検査

給水栓で病原性微生物に関する項目や水道水の基本的な性状に関する項目など、法令で月1回以上の検査が義務付けられている水質基準9項目（水質検査実施計画表参照）を月1回検査します。

#### ハ. 年4回検査

給水栓で水質基準50項目（水質検査実施計画表参照）を年1回検査し、省略項目による水質基準21項目、22項目及び23項目（水質検査実施計画表参照）を当該施設で各々年3回検査します。

なお、過去の実績により検査頻度を省略できる省略項目については、その理由を明らかにし毎年度見直しを行いながら効率的かつ合理的な水質検査を実施していきます。

### (2) 水質管理上必要とした検査項目

水道法に基づく水質基準項目のほか、水道水の安全性を確保するため、水質管理目標設定27項目についても必要に応じて検査を実施します。

また、原水の水質についても基準37項目を年1回検査いたします。

更に、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、必要な検査を実施します。

## 6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

なお、水質検査は水道法第20条の国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関に委託いたします。

項目別測定方法は次のとおりです。

	項 目 名	測 定 方 法
基 1	一般細菌	標準寒天培地法
基 2	大腸菌	特定酵素基質培地法
基 3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
基 4	水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光光度法
基 5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
基 6	鉛及びその化合物	〃
基 7	ヒ素及びその化合物	〃
基 8	六価クロム及びその化合物	〃
基 9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法
基 12	フッ素及びその化合物	〃
基 13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
基 14	四塩化炭素	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法
基 15	1,4-ジオキサン	〃
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	〃
基 17	ジクロロメタン	〃
基 18	テトラクロロエチレン	〃
基 19	トリクロロエチレン	〃
基 20	ベンゼン	〃
基 21	塩素酸	イオンクロマトグラフ法
基 22	クロロ酢酸	液体クロマトグラフ・質量分析法
基 23	クロロホルム	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法
基 24	ジクロロ酢酸	液体クロマトグラフ・質量分析法
基 25	ジブロモクロロメタン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法
基 26	臭素酸	イオンクロマトグラフ・ポストカラム吸光光度法
基 27	総トリハロメタン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法
基 28	トリクロロ酢酸	液体クロマトグラフ・質量分析法
基 29	ブロモジクロロメタン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法
基 30	ブromoホルム	〃
基 31	ホルムアルデヒド	誘導体化・高速液体クロマトグラフ法
基 32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
基 33	アルミニウム及びその化合物	〃
基 34	鉄及びその化合物	〃
基 35	銅及びその化合物	〃
基 36	ナトリウム及びその化合物	〃
基 37	マンガン及びその化合物	〃
基 38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ法
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	〃
基 40	蒸発残留物	重量法
基 41	陰イオン界面活性剤	固相抽出・高速液体クロマトグラフ法
基 42	ジェオスミン	ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法
基 43	2-メチルイソボルネオール	〃
基 44	非イオン界面活性剤	固相抽出・高速液体クロマトグラフ法
基 45	フェノール類	固相抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ質量分析法
基 46	有機物（全有機炭素の量）	全有機炭素計測定法
基 47	PH値	ガラス電極法
基 48	味	官能法
基 49	臭気	〃
基 50	色度	透過光測定法
基 51	濁度	積分球式光電光度法

## 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明又は証拠物件として必要がなくなるまで保存いたします。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果については村ホームページにより公表します。

## 9. 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

原則として、水質基準値1/10の定量下限値を確保しています。

## 10. 関係者との連携

水源周辺で水質事故が発生した場合は、県の保健所と連携して現場調査及び水質検査を行います。

## 1 1. 水質検査実施計画表

令和8年度北部地区水道施設定期水質検査実施計画表

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数の設定理由
1 一般細菌	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
2 大腸菌	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
3 カドミウム及びその化合物				●	○								
4 水銀及びその化合物				●	○								
5 セレン及びその化合物				●	○								
6 鉛及びその化合物				●	○								■
7 ヒ素及びその化合物				●	○								
8 六価クロム化合物				●	○								
9 亜硝酸態窒素				●	○								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○		●	○			○			○		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				●	○								
12 フッ素及びその化合物				●	○								
13 砒素及びその化合物				●	○								
14 四塩化炭素				●	○								
15 1,4-ジクロロベンゼン				●	○								■
16 1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				●	○								
17 ジクロロメタン				●	○								
18 テトラクロエチレン				●	○								
19 トリクロエチレン				●	○								
20 1,1,1-トリクロロエタン					○						○		☆
21 ベンゼン				●	○								■
22 塩素酸		○			○			○			○		
23 クロロ酢酸		○			○			○			○		
24 クロロホルム		○			○			○			○		
25 ジクロロ酢酸		○			○			○			○		
26 ジブromジクロロメタン		○			○			○			○		
27 臭素酸		○			○			○			○		
28 総トリハロメタン		○			○			○			○		
29 トリクロ酢酸		○			○			○			○		
30 ブromジクロロメタン		○			○			○			○		
31 ブromホルム		○			○			○			○		
32 ホルムアルデヒド		○			○			○			○		
33 亜鉛及びその化合物				●	○								
34 アルミニウム及びその化合物				●	○								
35 鉄及びその化合物				●	○								■
36 銅及びその化合物				●	○								
37 バリウム及びその化合物				●	○								
38 マンガン及びその化合物				●	○								
39 塩化物イオン	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●	○								★
41 蒸発残留物				●	○								■
42 陰イオン界面活性剤				●	○								▲
43 ジェオスミン													▲
44 2-メチルイソボルネオール													
45 非イオン界面活性剤				●	○								■
46 フェノール類				●	○								
47 有機物(TOC)	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
48 pH値	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
49 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50 臭気	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
51 色度	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
52 濁度	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
検査項目数	9	21	9	9	37	50	9	9	21	9	9	22	9

○・・・給水 ●・・・原水

北部地区	給水50項目	給水21項目	給水22項目	給水9項目	原水37項目
	8月	5月・11月	2月	4月・6月・7月・9月・10月・12月・1月・3月	7月
検査回数計	1	2	1	8	2

■ 過去の検査結果が基準値の1/10以下なので検査回数の減を行なうが、安全確認の為1年に1回検査を実施する。

★ 過去の検査結果が基準値の1/5以下なので検査回数の減を行なうが、安全確認の為1年に1回検査を実施する。

▲ 水源状況判断による削減

☆ 過去の検査結果が基準値の1/10以下なので検査回数の減を行なうが、検査実績が少ない為1年に2回検査を実施する。

※北部地区の原水水質検査は田子内水源・滝ノ沢水源の2カ所で実施する。

令和8年度中部地区水道施設定期水質検査実施計画表

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数の設定理由
1 一般細菌	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
2 大腸菌	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
3 カドミウム及びその化合物				●	○								
4 水銀及びその化合物				●	○								
5 セレン及びその化合物				●	○								
6 鉛及びその化合物				●	○								■
7 ヒ素及びその化合物				●	○								
8 六価クロム化合物				●	○								
9 亜硝酸態窒素				●	○								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○		●	○			○			○		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				●	○								
12 フッ素及びその化合物				●	○								
13 砒素及びその化合物				●	○								
14 四塩化炭素				●	○								
15 1,4-ジクロロベンゼン				●	○								■
16 1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				●	○								
17 ジクロロメタン				●	○								
18 テトラクロロエチレン				●	○								
19 トリクロロエチレン				●	○								
20 ヘキサクロロシクロヘキサン及びその塩(POSS及びヘキサフルオロシクロヘキサン(PFH))					○						○		☆
21 ベンゼン				●	○								■
22 塩素酸		○			○			○			○		
23 クロロ酢酸		○			○			○			○		
24 クロロホルム		○			○			○			○		
25 ジクロロ酢酸		○			○			○			○		
26 ジブromジクロロメタン		○			○			○			○		
27 臭素酸		○			○			○			○		
28 総トリハロメタン		○			○			○			○		
29 トリクロロ酢酸		○			○			○			○		
30 ブromジクロロメタン		○			○			○			○		
31 ブromホルム		○			○			○			○		
32 ホルムアルデヒド		○			○			○			○		
33 亜鉛及びその化合物				●	○								
34 アルミニウム及びその化合物				●	○								
35 鉄及びその化合物				●	○								■
36 銅及びその化合物				●	○								
37 バリウム及びその化合物				●	○								
38 マンガン及びその化合物				●	○								
39 塩化物イオン	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●	○								★
41 蒸発残留物		○		●	○			○			○		□
42 陰イオン界面活性剤				●	○								■
43 ジェオスミン													▲
44 2-メチルイソボルネオール													
45 非イオン界面活性剤				●	○								■
46 フェノール類				●	○								
47 有機物(TOC)	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
48 pH値	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
49 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50 臭気	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
51 色度	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
52 濁度	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
検査項目数	9	22	9	9	37	50	9	9	22	9	9	23	9

○・・・給水 ●・・・原水

中部地区	給水50項目	給水22項目	給水23項目	給水9項目	原水37項目
	8月	5月・11月	2月	4月・6月・7月・9月・10月・12月・1月・3月	7月
検査回数計	1	2	1	8	1

- 過去の検査結果が基準値の1/10以下なので検査回数の減を行なうが、安全確認の為に1年に1回検査を実施する。
- ★ 過去の検査結果が基準値の1/5以下なので検査回数の減を行なうが、安全確認の為に1年に1回検査を実施する。
- 過去の検査結果が基準値の1/5を超えるので、1年に4回検査を実施する。
- ▲ 水源状況判断による削減
- ☆ 過去の検査結果が基準値の1/10以下なので検査回数の減を行なうが、検査実績が少ない為に1年に2回検査を実施する。

令和8年度南部地区水道施設定期水質検査実施計画表

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	検査回数の設定理由
1 一般細菌	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
2 大腸菌	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
3 カドミウム及びその化合物				●	○								
4 水銀及びその化合物				●	○								
5 セレン及びその化合物				●	○								
6 鉛及びその化合物				●	○								■
7 ヒ素及びその化合物				●	○								
8 六価クロム化合物				●	○								
9 亜硝酸態窒素				●	○								
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○		●	○			○			○		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				●	○								
12 フッ素及びその化合物				●	○								
13 砒素及びその化合物				●	○								
14 四塩化炭素				●	○								
15 1,4-ジクロロベンゼン				●	○								■
16 1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				●	○								
17 ジクロロメタン				●	○								
18 テトラクロロエチレン				●	○								
19 トリクロロエチレン				●	○								
20 1,1,1-トリクロロエタン				●	○						○		☆
21 ベンゼン				●	○								■
22 塩素酸		○			○			○			○		
23 クロロ酢酸		○			○			○			○		
24 クロロホルム		○			○			○			○		
25 ジクロロ酢酸		○			○			○			○		
26 ジブromクロロメタン		○			○			○			○		
27 臭素酸		○			○			○			○		
28 総トリハロメタン		○			○			○			○		
29 トリクロロ酢酸		○			○			○			○		
30 ブromクロロメタン		○			○			○			○		
31 ブromホルム		○			○			○			○		
32 ホルムアルデヒド		○			○			○			○		
33 亜鉛及びその化合物				●	○								
34 アルミニウム及びその化合物				●	○								
35 鉄及びその化合物				●	○								■
36 銅及びその化合物				●	○								
37 バリウム及びその化合物				●	○								
38 マンガン及びその化合物				●	○								
39 塩化物イオン	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●	○								★
41 蒸発残留物		○		●	○			○			○		□
42 陰イオン界面活性剤				●	○								■
43 ジェオスミン													▲
44 2-メチルイソボルネオール													
45 非イオン界面活性剤				●	○								■
46 フェノール類				●	○								
47 有機物(TOC)	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
48 pH値	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
49 味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50 臭気	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
51 色度	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
52 濁度	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
検査項目数	9	22	9	9	37	50	9	9	22	9	9	23	9

○・・・給水 ●・・・原水

中部地区	給水50項目	給水22項目	給水23項目	給水9項目	原水37項目
	8月	5月・11月	2月	4月・6月・7月・9月・10月・12月・1月・3月	7月
検査回数計	1	2	1	8	1

■ 過去の検査結果が基準値の1/10以下なので検査回数の減を行なうが、安全確認の為に1年に1回検査を実施する。

★ 過去の検査結果が基準値の1/5以下なので検査回数の減を行なうが、安全確認の為に1年に1回検査を実施する。

□ 過去の検査結果が基準値の1/5を超えるので、1年に4回検査を実施する。

▲ 水源状況判断による削減

☆ 過去の検査結果が基準値の1/10以下なので検査回数の減を行なうが、検査実績が少ない為に1年に2回検査を実施する。

## **1 2. 水質検査結果(過去3年間)**

浄水の水質状況 令和5年度

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	浄水（給水栓）		
			北部	中部	南部
			最大値		
-	色、濁り、消毒の残留効果	異常のないこと	異常なし		
1	一般細菌	100個/m以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.22	0.1	0.26
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08
13	ヨウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005
16	オキソ-1,2-ジオキソリン及びオキソ-1,2-ジオキソチン	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6以下	0.08	0.09	0.09
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001
26	臭素酸	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブromクロロメタン	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001
30	ブromホルム	0.09以下	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.005	0.011	0.012
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.03	<0.01	0.03
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.2	9.1	6
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200以下	8	5.7	5.3
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	34	42	52
40	蒸発残留物	500以下	84	109	105
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジオキソシン	0.00001以下			
43	2-メチルイソプロピルアルコール	0.00001以下			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素の量)	3以下	<0.3	<0.3	<0.3
47	pH値	5.8～8.6	7.3	6.9	7.1
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1

浄水の水質状況 令和6年度

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	浄水（給水栓）		
			北部	中部	南部
			最大値		
-	色、濁り、消毒の残留効果	異常のないこと	異常なし		
1	一般細菌	100個/m以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.29	0.28	0.12
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08
13	ヨウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005
16	オキソ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6以下	0.09	0.07	0.07
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001
26	臭素酸	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブromクロロメタン	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001
30	ブromホルム	0.09以下	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.004	0.009	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01	0.02	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.2	5.6	9
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200以下	7.9	5.2	5.5
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	32	51	38
40	蒸発残留物	500以下	86	108	111
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジエチルミン	0.00001以下			
43	2-メチルイソプロパノール	0.00001以下			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素の量)	3以下	0.3	0.4	0.4
47	pH値	5.8~8.6	7.3	7.1	6.9
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1

浄水の水質状況 令和7年度

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	浄水（給水栓）		
			北部	中部	南部
			最大値		
-	色、濁り、消毒の残留効果	異常のないこと	異常なし		
1	一般細菌	100個/m以下	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.18	0.25	0.12
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08
13	ヨウ素及びその化合物	1.0以下	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005
16	2,4,6-トリクロロフェニル及び2,4,6-トリクロロフェニル	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001
18	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6以下	<0.06	0.07	0.07
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	<0.001	<0.001	0.001
26	臭素酸	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1以下	<0.001	<0.001	0.001
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブromクロロメタン	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001
30	ブromホルム	0.09以下	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.004	0.007	0.012
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	0.01	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.9	5.9	9.9
37	マンガ ン及びその化合物	0.05以下	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200以下	8.0	5.2	5.5
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	33	49	42
40	蒸発残留物	500以下	84	93	105
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジエオキシン	0.00001以下			
43	2-メチルイソプロピルアルコール	0.00001以下			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素の量)	3以下	<0.3	<0.3	<0.3
47	pH値	5.8～8.6	7.4	7.1	7.0
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1